

# 一般社団法人Fin City Creations定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人Fin City Creationsと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を神奈川県小田原市に置く。

2 当法人は、社員総会の決議により、必要の地に従たる事務所を設置することができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(目的)

第3条 当法人は、金融その他の知識の啓発、普及活動を行い、もって国民のマナーリテラシーの向上及び各人のより良い人生の実現に貢献することを目的とし、次の事業を行う。

- 1 一般的な金融知識等を普及するための啓発、講演の企画運営
- 2 ライフプラン支援を目的とする福利厚生サービスの企画運営
- 3 ライフプランニング相談事業
- 4 ファイナンシャルプランナーの教育、育成事業
- 5 上記に掲げるもののほか、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第2章 社員

(種別)

第5条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同し、当法人が行う事業の企画運営者として参画するために入会した者
- (2) 一般会員 当法人の事業に参加するために入会した者

(入社)

第6条 当法人の会員として入会しようとする者は、別に定めるところにより申し込み、代表理事の承認を受けなければならない。

(経費等の負担)

第7条 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退社)

第8条 会員は、代表理事に対して、当法人所定の退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、社員総会の決議に基づき、除名することができる。

- (1) 本定款その他の法令等に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は当法人の目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格喪失)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人の会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

- 2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

### 第3章 社員総会

(種別)

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第13条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(開催)

第14条 定時社員総会は、毎年1回、事業年度終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。ただし、社員全員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、事故その他やむを得ない事由がある場合は出席社員の中から議長を選出する。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、特別決議として、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 定款変更
- (3) 解散・合併
- (4) その他法令で定めた事項

(代理)

第18条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(決議及び報告の省略)

第19条 理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第4章 役員

(役員)

第21条 当法人に、理事3名以上5名以内を置く。

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第22条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

- 2 代表理事は、理事の互選によって定める。
- 3 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 3 第21条第1項で定める理事の定数に足りなくなる場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事は、新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

- 2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第25条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

## 第5章 計算

(事業年度)

第27条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第28条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第29条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、理事の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

(剰余金の不配分)

第30条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第31条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第32条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第33条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第7章 附則

(最初の事業年度)

第34条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和5年3月末日までとする。

(設立時の役員)

第35条 当法人の設立時理事、設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事	柳田 圭介
設立時理事	木村 邦昭
設立時理事	本多 良光
設立時代表理事	柳田 圭介

(設立時社員の氏名及び住所)

第36条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

神奈川県小田原市池上150番地の5

柳田 圭介

神奈川県小田原市国府津2254番地の16

木村 邦昭

(法令の準拠)

第37条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人Fin City Creations設立のため、この定款を作成し、  
設立時社員が次に記名押印する。

令和4年12月14日

設立時社員 柳田 圭介

設立時社員 木村 邦昭